

[事案 30-104] 通院給付金支払請求

・平成 30 年 12 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

手術前の通院（検査通院など）が通院給付金の対象とならないことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

がんの手術を受けるにあたり、手術内容や治療方針を決定するため通院したので、平成 28 年 6 月に契約したがん保険にもとづき、通院給付金の支払いを請求したところ、約款上の「通院」に該当しないとして不支払いとなった。しかし、手術前の通院（検査通院など）が、通院給付金の対象とならないという点について、契約概要・注意喚起情報、ご契約のしおり・約款等に記載の文章では明記されていないことから、通院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

約款は、通院給付金の支払理由について「手術のための通院」と定めており、「手術前の通院（検査通院など）」や「手術の準備のための通院」が含まれないのは明らかであるので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、通院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本通院は約款上の通院給付金の対象となる「通院」に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。